

令和3年度山口支部事業報告について

令和4年7月13日（水）

< 目次 >

1. 総括

- 総括 1. 基盤的保険者機能【主な項目】 2. 戦略的保険者機能【主な項目】 2 P

2. 基盤的保険者機能関係

- サービス水準の向上 4 P
- 柔道整復施術療養費の適正化の推進 5 P
- 限度額適用認定証の利用促進 6 P
- 被扶養者資格の再確認 7 P
- 効果的なレセプト点検の推進 8 P
- 資格喪失後受診を防止するための保険証回収強化 9 P
- 適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進 10 P

3. 戦略的保険者機能関係

- 保健事業の概況 12 P
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 13 P
- 生活習慣病予防健診の推進 14 P
- 事業者健診結果データの取得促進 15 P
- 特定健康診査の推進 16 P
- 特定保健指導の実施率の向上 17 P
- 重症化予防事業 18 P
- コラボヘルスの推進（健康経営） 19 P～22 P
- 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 23 P
- 広報関係 24 P
- ジェネリック医薬品 25 P
- その他の医療費適正化事業 26 P

4. 保険者機能強化アクションプランについて

- 保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル 28 P
- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組 29 P
- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト 30 P

1. 総括

- 令和3年度山口支部事業計画の実施について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による状況等を踏まえ、一部業務の見合わせを行わざるを得ない等の影響はあったものの、各種取組の推進により山口支部の重要業績評価指標（KPI）について、19項目のうち、11項目で目標を上回った。
- 令和3年度目標達成できた項目は、令和4年度においても引き続き業務を推進し、目標達成できなかった項目は、課題を分析して成果につなげるための施策を講じていく。

1. 基盤的保険者機能【主な項目】

● 業務改革の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- 業務の生産性向上に向けて、標準化された事務処理方法の徹底並びに柔軟な事務処理体制の構築等を進め、業務の標準化・効率化・簡素化を推進した。
- 4つの重点施策（①点検員のスキルアップ ②システム点検の効率化 ③支払基金との連携 ④進捗管理の徹底）で構成するレセプト内容点検効果向上計画に基づき、高点数レセプトを優先的に点検するなど、効果的なレセプト内容点検を推進した。

2. 戦略的保険者機能【主な項目】

● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上、特定保健指導の実施率及び質の向上

- 健診受診機会の拡大のために、生活習慣病予防健診実施機関の不足地域の70会場で1,288人に対して集団健診を実施した。生活習慣病予防健診実施機関および外部委託による事業者健診結果データ提供依頼について、令和3年度の取得者数は23,913人であった。
- 特定健康診査（被扶養者）について、協会けんぽ主催の集団健診および市町がん検診と特定健診の同時実施等を実施し、受診者数は12,413人となった。特定保健指導においては、支部保健指導者および健診（指導）機関等による特定保健指導を実施し、評価者数は4,441人となった。

● コラボヘルスの推進（健康経営）

- 事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただく健康宣言事業を推進し、健康宣言事業所数は960社（前年度比プラス411社）となった。
- 健康宣言を行った960事業所および勸奨を行った2,740事業所に企業健康カルテを提供し、事業所特有の健康課題等を把握していただき、職場の健康づくりに活用していただくことで、事業所の健康経営の取り組みを推進した。

2. 基盤的保險者機能關係

サービス水準の向上

実施項目	令和3年度 実施内容等
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様からの意見を反映したサービス水準及び満足度の向上 ・現金給付に係るサービススタンダード※を徹底するための適正な管理及び実施 ・サービスの標準化及び効率化を図り、サービスの向上 <p>■ KPI : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p>

【用語解説】サービススタンダード
健康保険給付の受付から振込までの
日数の目標（10営業日）

令和3年度事業実施状況

令和4年度事業計画

【実施結果】

① サービススタンダード達成状況 100%

	サービススタンダード達成率		受付から支払までの所要日数	
	支部	全国	支部	全国
元年度	100%	99.92%	6.13日	7.68日
2年度	100%	99.52%	6.19日	7.47日
3年度	100%	99.99%	6.10日	7.44日

【取組内容】

◎ 日々の進捗管理の徹底及び月末の申請書
所在確認の確実な実施

【実施結果】

② 現金給付等の申請に係る郵送化率 93.3%

	山口支部	全国
元年度	91.9%	91.1%
2年度	92.8%	94.8%
3年度	93.3%	95.5%

【取組内容】

◎ 各種広報媒体及び電話対応時に郵送での
申請書提出案内を徹底

⇒ コロナ禍の影響もあり、郵送率は伸びてきている。次年度においても引続き郵送提出の広報及び案内を徹底する。

■ KPI : サービススタンダードの
達成状況を100%とする

【取組内容】

- ・ 日々の進捗管理の徹底及び月末の申請書所在確認の確実な実施
- ・ 進捗状況に応じて、所要日数等業務の改善の実施

■ KPI : 現金給付等の申請に係る
郵送化率を95.5%以上とする

【取組内容】

- ・ 電話・窓口対応時に郵送での申請を進め、郵送化の推進
- ・ 窓口申請が多い申請書について、切手不要の返信用封筒の活用等による郵送化推進の施策の実施
- ・ 広報誌、メルマガ等で事業主や健康保険委員に対して郵送化やホームページへの誘導を推進するための広報

柔道整復施術療養費の適正化の推進

実施項目	令和3年度 実施内容等					
柔道整復施術療養費の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費審査委員会による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底 加入者や施術所に対する文書照会の実施 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について対前年度（1.49%）以下とする 					
令和3年度事業実施状況				令和4年度事業計画		
<p>【実施結果】 上記申請の割合 1.16%</p> <p>【取組内容】 ◎文書照会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 3部位10日以上・長期受療の施術に係る患者照会の実施 審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に注意喚起文書を送付 <p>【山口支部の柔道整復施術療養費に係る照会件数と支給状況の推移】</p>				<p>【解説】柔道整復施術療養費 柔道整復施術において保険適用の対象は「急性期・亜急性期の外傷」であるため、逸脱する施術について確認・是正を行っている。</p>	<p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について対前年度（1.16%）以下とする</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3部位10日以上 の施術に係る患者照会の実施 審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に注意喚起を実施 加入者に対し、制度の仕組みを理解するためのポスターを作成のうえ、 施術所への配布 面接確認委員会の活用 	
	照会件数	支給件数	支給額	1件当たり 支給額	3部位15日 以上の割合	
元年度	5,016件	121,518件	491,167千円	4,042円 (全国4,299円)	1.09%	
2年度	4,497件	110,349件	469,291千円	4,253円 (全国4,412円)	1.49%	
3年度	4,112件	115,460件	482,928千円	4,183円 (全国4,319円)	1.16%	
<p>⇒患者及び施術所に対する文書照会を確実に実施。また、文書照会後に改善が見られない施術所について、中国四国厚生局山口事務所に当該施術所の情報提供を行った。前年度比で3部位15日以上の割合が減少しており、文書照会等の牽制効果はあったと思われる。しかしながら、3部位15日以上の割合は全国平均を上回っていることから、引続き文書照会等により多部位長期受療者に注意喚起を促すとともに、関係団体と連携し、適正受療の取組を更に進める。</p>						

限度額適用認定証の利用促進

実施項目

令和3年度 実施内容等

限度額適用認定証の利用促進

- ・医療機関に「限度額セット」の設置及び医療機関による申請代行の協力依頼
- ・加入者及び事業所への利用促進の効果的な広報の実施

令和3年度事業実施状況

【実施結果】

限度額認定証発行状況：14,641枚（令和3年度）14,451枚（令和2年度）

【取組内容】

- ◎医療機関に「限度額セット」の設置及び医療機関による申請代行の協力依頼
- ◎高額レセプトの多い医療機関に対し、利用促進に向けた協力を依頼
- ◎広報誌への記事掲載や協会ホームページへ誘導する広報の実施

（高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合）

	高額療養費申請 （現金給付）A	限度額認定証使用 （現物給付）B	合計C （A+B）	限度額認定証 使用割合（B/C）	認定証発行枚数
令和2年度	13,637件	45,002件	58,639件	76.7%	14,451件
令和3年度	13,136件	47,098件	60,234件	78.2%	14,641件

⇒広報を中心に限度額認定証発行を周知。また、市町医療費助成担当部署に医療費助成を受ける市民への制度周知を依頼した。医療機関におけるオンライン資格確認システムの導入率が低いことから、引き続き医療機関、市町等に「限度額セット」の設置及び利用促進を働きかける。

令和4年度事業計画

■ KPI：なし

※マイナンバーによるオンライン資格確認開始により、限度額適用認定証の発行が不要となるため、令和3年度からKPIの対象から外れたものの、事業計画としては以下の内容を実施

【取組内容】

- ・医療機関に「限度額セット」の設置依頼
- ・広報誌への記事掲載や協会ホームページへ誘導する広報の実施

被扶養者資格の再確認

実施項目	令和3年度 実施内容等
被扶養者資格の再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診防止を図るための被扶養者資格の再確認業務に係る日本年金機構との連携及び、回答率の向上のための事業主への勧奨等による再確認の徹底 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.3%以上とする

令和3年度事業実施状況

令和4年度事業計画

【実施結果】

被扶養者資格の確認書提出率 93.2%
 (前年度比 0.1%増加)
 ※今年度は全国平均を1.9%上回った

【取組内容】

- ◎令和2年度被扶養者資格確認書未提出事業所(726社)へ、リスト発送前に事前お知らせを送付
- ◎未提出事業所への本部からの一次文書勧奨後、支部から二次文書勧奨発送(655社)

⇒今年度からマイナンバーの活用を開始したこともあり、様式変更による提出率の低下が懸念されたが、前年度の提出率とほぼ同一の提出率となった。一方で山口支部、全国ともに異動届削減人数が増えていることから、扶養認定の適正化が図られ、広く当該事業の事業所認知度は高まっていると考えられる。引き続き、本部の実実施スケジュールに連動し、支部からの文書勧奨を実施し、提出率の向上に努める。

(参考) 被扶養者資格の確認書提出率の推移

年度	山口支部	全国平均
元年度	95.2%	91.4%
2年度	93.1%	91.3%
3年度	93.2%	91.3%

(参考) 被扶養者資格再確認業務の結果

年度	異動届削減人数 (山口)	異動届削減人数 (全国)
元年度	634人	66,193人
2年度	700人	68,027人
3年度	905人	73,047人

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

【取組内容】

- ・マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携により再確認業務を実施し、被扶養者資格を有しない者の無資格受診の防止を図る
- ・本部が実施する一括勧奨に加え、未提出事業所等への文書勧奨を実施

効果的なレセプト点検の推進

実施項目	令和3年度 実施内容等
効果的なレセプト点検の推進	<ul style="list-style-type: none"> 内容点検効果向上計画に基づく効果的なレセプト点検を推進 社会保険診療報酬支払基金との協議の強化 KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度（0.236%）以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（9,371円）以上とする

令和3年度事業実施状況

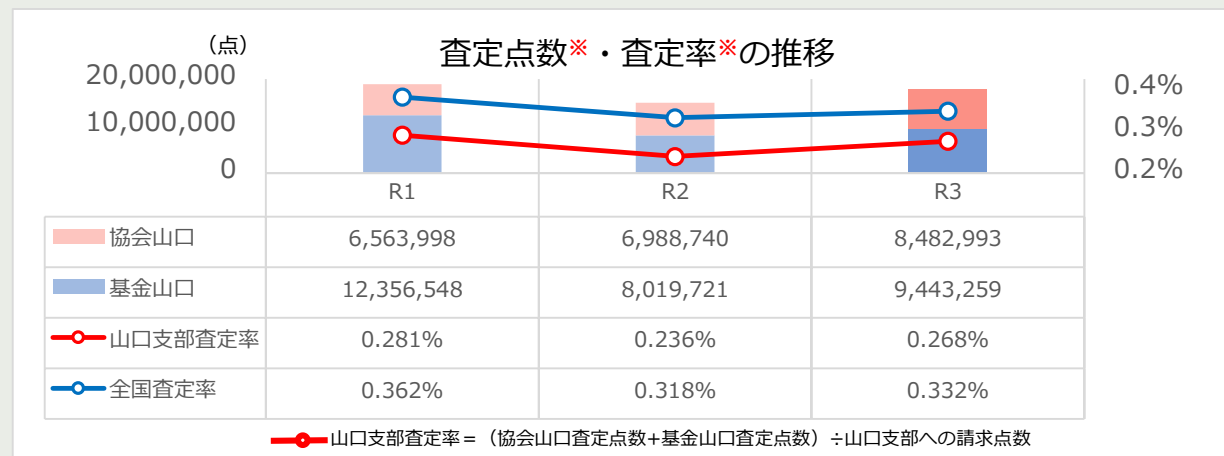
【実施結果】

山口支部査定率 0.268%

【用語解説】査定点数
 保険医療機関から請求されたレセプト内容点検において、不適当と判断し減点した点数。

【用語解説】査定率

査定率 = 査定点数 ÷ 請求点数



【取組内容】

◎進捗管理の徹底及び点検員のスキルアップ

- PDCAサイクルを確実に回した効果的なレセプト点検の実施
- 査定率向上のため、各点検員の強み弱みの把握を目的とした分析を行い、データに基づいた指導・助言を実施

⇒毎月の会議や点検員との面談において、各種分析を踏まえた情報共有や指導を行い査定率は向上している（対前年度+0.032%）。引き続き、他支部の高額査定事例や査定されやすい事例を効果的・効率的に活用するため更なる分析を進める必要がある。

令和4年度事業計画

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.268%）以上とする
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（11,520円）以上とする

【取組内容】

- PDCAサイクルを確実に回した効果的なレセプト点検の実施
- 基金協議の質の充実に努めるとともに、基金1次審査で査定すべき事例の情報提供を行う。

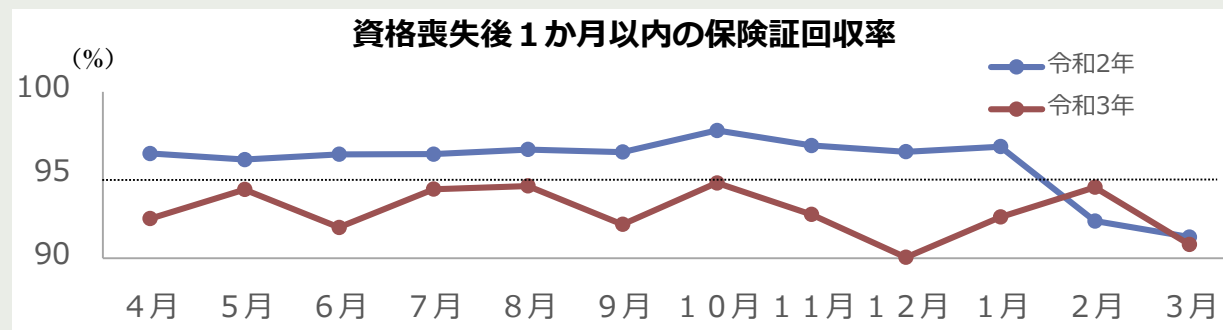
資格喪失後受診を防止するための保険証回収強化

実施項目	令和3年度 実施内容等
資格喪失後受診を防止するための保険証回収強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証未返納者に対する早期返納催告の実施 ・ 催告の事務処理フローに沿った発生債権の早期回収の取組 <p>■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（95.82%）以上とする</p>

令和3年度事業実施状況

【実施結果】

資格喪失後1か月以内の保険証回収率 92.80%（全国平均：84.11%）



【取組内容】

- ◎ 資格喪失処理日から10営業日以内の返納催告の徹底
- ◎ 債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告を実施
- ◎ 未返納者が多い事業所に対し、四半期度に保険証添付の徹底に関する啓発文書の送付

⇒一般被保険者の保険証回収率については、令和3年2月から電子申請にかかる事務処理等が変更されたため回収率に影響している（対前年度▲3.02%）。引き続き、保険証の未回収が多い事業所に対し、文書勧奨の他に個別に電話勧奨を実施し、現状の把握と保険証適正使用や証回収の徹底について周知する。

令和4年度事業計画

■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（92.80%）以上とする

【取組内容】

- ・ 資格喪失処理日から10営業日以内の返納催告の徹底
- ・ 債権発生防止のため、保険証の未返納に対して早期の電話催告の実施
- ・ 四半期ごとに事業所へ保険証添付の徹底に関する文書の送付

適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進

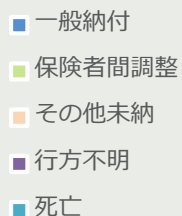
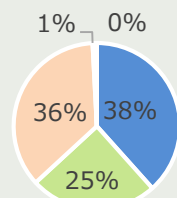
実施項目	令和3年度 実施内容等
適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者間調整の推進 ・ 債務者に対する電話催告等確実な実施 ・ 法的手続の確実な実施 <p>■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（60.39%）とする</p>

令和3年度事業実施状況

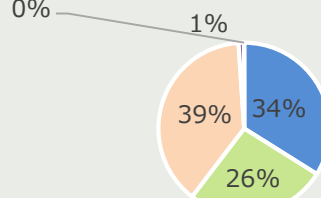
【実施結果】

返納金債権（無資格受診）の回収率 63.15%
 ※令和3年度 調定（請求） 25,802,296円
 回収金額 16,294,636円（保険者間調整 6,391,653円）

令和3年度返納金債権状況



令和2年度返納金債権状況（参考）



【取組内容】

- ◎ 保険者間調整による返納金債権回収
- ◎ 債権回収強化月間（7月、12月）に支部全体による電話催告の実施
- ◎ 2万5千円以上の債務者で県内現存者又は30万円以上の債務者を対象とした法的手続きの実施

⇒ 債権管理・回収計画に基づき、弁護士催告や法的手続きを確実に実施するとともに高額債務者に対する納付書発送前の電話催告等の実施により回収率は向上している（対前年度+2.76%）。引き続き、電話・訪問催告を含めた各種催告を適切かつ効果的に実施し、回収率の向上を図る。

令和4年度事業計画

■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（63.15%）とする

【取組内容】

- ・ 保険者間調整の推進
- ・ 債務者に対する電話催告等確実な実施
- ・ 法的手続きの確実な実施

3. 戰略的保險者機能關係

保健事業の概況

		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度計画		令和3年度実績		令和4年度計画	
		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
健診	(被保険者) 健診対象者	176,695	-	177,445	-	182,831	-	182,831	-	175,910	-
	生活習慣病予防健診	91,623	51.9%	93,342	52.6%	94,890	51.9%	99,145	54.2%	95,275	54.2%
	事業者健診	19,713	11.2%	26,040	14.7%	27,077	14.8%	23,913	13.1%	28,666	16.3%
	計	111,336	63.0%	119,382	67.3%	121,967	66.7%	123,058	67.3%	123,941	70.5%
	(被扶養者) 健診対象者	48,405	-	47,227	-	51,449	-	51,449	-	46,896	-
	特定健診	11,829	24.4%	11,011	23.3%	16,258	31.6%	12,413	24.1%	16,427	35.0%
	健診対象者 計	225,100	-	224,672	-	234,280	-	234,280	-	222,806	-
	健診受診者 計	123,165	54.7%	130,393	58.0%	138,225	59.0%	135,471	57.8%	140,368	63.0%
保健指導	(被保険者) 保健指導対象者	21,607	-	21,791	-	24,637	-	24,637	-	25,408	-
	協会（内部）実施	3,130	14.5%	2,467	11.3%	2,334	9.5%	2,565	10.4%	4,000	15.7%
	委託（健診機関）実施	778	3.6%	820	3.8%	1,225	5.0%	922	3.7%	2,273	8.9%
	委託（専門機関）実施	384	1.8%	399	1.8%	3,270	13.2%	954	3.9%	2,400	9.5%
	計	4,292	19.9%	3,686	16.9%	6,829	27.7%	4,441	18.0%	8,673	34.1%
	(被扶養者) 保健指導対象者	998	-	1,000	-	1,398	-	1,398	-	1,544	-
	委託（外部）実施	143	14.3%	114	11.4%	200	14.3%	116	8.3%	221	14.3%
	協会（内部）実施	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	143	14.3%	114	11.4%	200	14.3%	116	8.3%	221	14.3%
	指導対象者 計	22,605	-	22,791	-	26,035	-	26,035	-	26,952	-
	指導実施者 計	4,435	19.6%	3,800	16.7%	7,029	27.0%	4,557	17.5%	8,894	33.0%

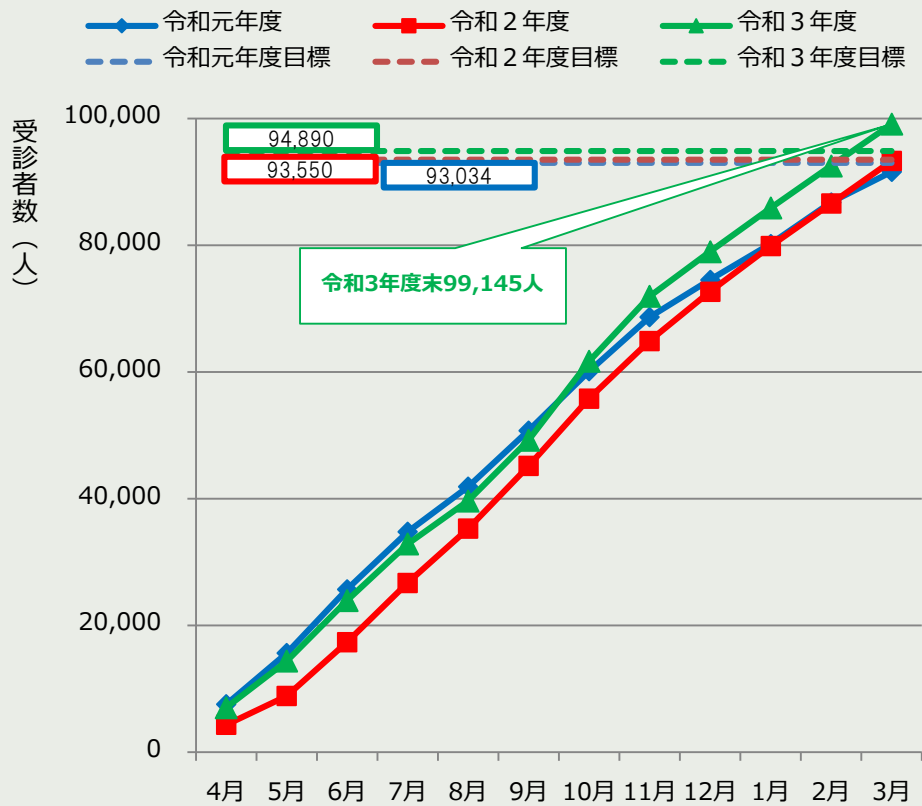
第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

実施項目	上位目標・中位目標
PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進	上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる 中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる
令和3年度事業計画	令和4年度事業計画
<p>【取組内容】</p> <p>・第2期データヘルス計画において策定した上位・中位目標達成に向け、四半期ごとに進捗会議を定期開催し、事業ごとのアウトプットをベースに実施事業の内容検証を行う。この検証により、目標達成に向けて事業の最適化を行う。</p>	<p>【取組内容】 (下位目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和5年度の特定健診受診率を65%以上にする ②令和5年度の特定保健指導実施率を35.0%にする ③受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする ④糖尿病性腎症による人工透析移行者を減少させる ⑤健康宣言事業所を毎年200社増やすとともに宣言企業における健診、特定保健指導等の指標を向上させる。

生活習慣病予防健診の推進

実施項目	令和3年度 実施内容等
生活習慣病予防健診※の推進	<p>■ KPI : 生活習慣病予防健診 実施率 51.9%</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【用語解説】生活習慣病予防健診 協会けんぽの被保険者（35歳～74歳）を対象とする健康診断のこと。一般健診項目に加え、付加健診、乳がん検診等もオプションとして受診できる。</p> </div>

令和3年度事業実施結果



【実施結果】対象者 182,831人

生活習慣病予防健診 実施率 54.2%

【取組内容】

- ◎生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施
 ⇒ 集団健診会場数・・・70会場
 受診者数・・・1,288人（被扶養者37人受診）
- ※令和3年度契約健診機関 59機関（岩国地区、萩地区、宇部小野田地区、防府地区が健診機関不足）
- ◎生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨
 ⇒ 10機関と契約
 勧奨結果・・・132社、496人予約獲得

令和4年度事業計画

■ KPI : 生活習慣病予防健診実施率 54.2%

【取組内容】

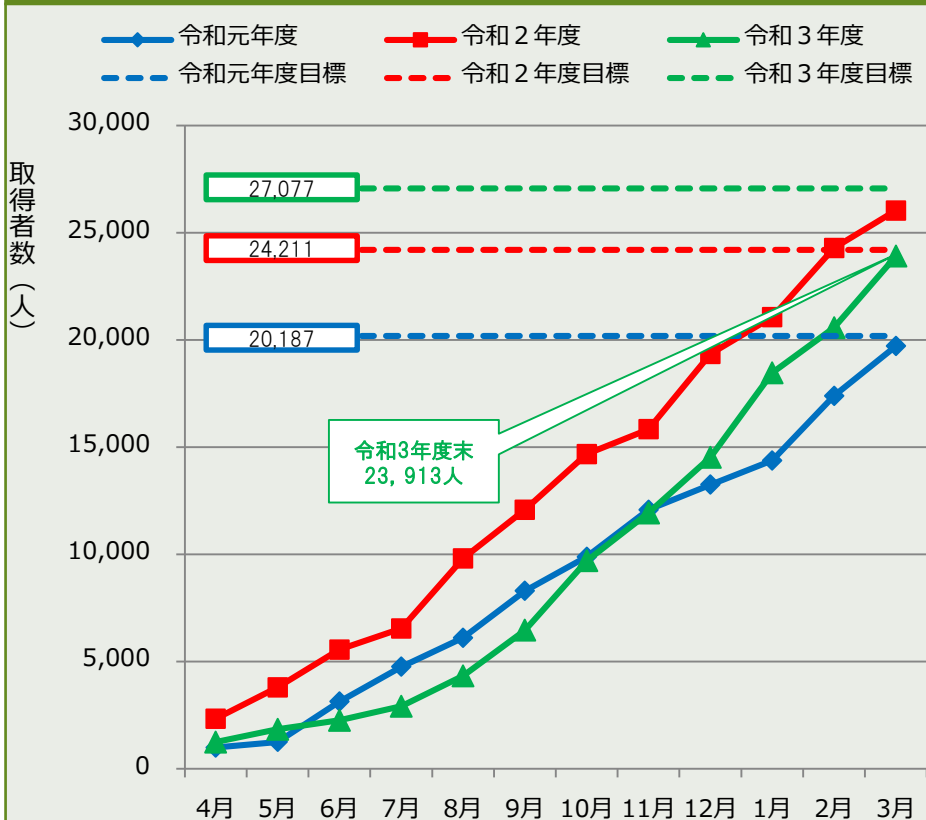
- ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の**実施拡大**および新規受託機関の確保
- ・支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨
 - ①新規適用事業所（任継加入者含む）への健診受診案内
 - ②10人以下事業所の被保険者への勧奨
 - ③5～30人事業所（受診率が低い4市町）への勧奨

R元年度	7,587	15,664	25,741	34,791	41,927	50,787	60,142	68,700	74,564	80,221	86,809	91,623
R2年度	4,335	8,882	17,403	26,732	35,315	45,215	55,842	64,936	72,717	79,891	86,620	93,342
R3年度	7,036	14,393	23,974	32,890	39,664	49,273	61,712	71,977	79,023	85,918	92,563	99,145
前年度増減率 (%)	62.3	62.0	37.8	23.0	12.3	9.0	10.5	10.8	8.7	7.5	6.9	6.2

事業者健診結果データの取得促進

実施項目	令和3年度 実施内容等
事業者健診※結果データの取得促進	<p>■ KPI : 事業者健診データ 取得率 14.8%</p> <p>【用語解説】 事業者健診 労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のこと。健診結果のデータを協会けんぽに提供いただくことにより特定健診実施率に含めることができる。</p>

令和3年度事業実施結果



【実施結果】 対象者 182,831人

事業者健診データ 取得率 13.1%

【取組内容】

◎生活習慣病予防健診実施機関による事業者健診結果データ提供依頼

⇒ 取得数・・・14,926件 (前年度 13,449件)

◎行政機関等関係団体との連携による事業者健診結果データ提供依頼 (外部業務委託)

⇒ 取得数・・・8,206件 (前年度 11,536件)

※外部委託による取得勧奨の開始時期が遅れたため

令和4年度事業計画

■ KPI : 事業者健診結果データ取得率 16.3%

【取組内容】

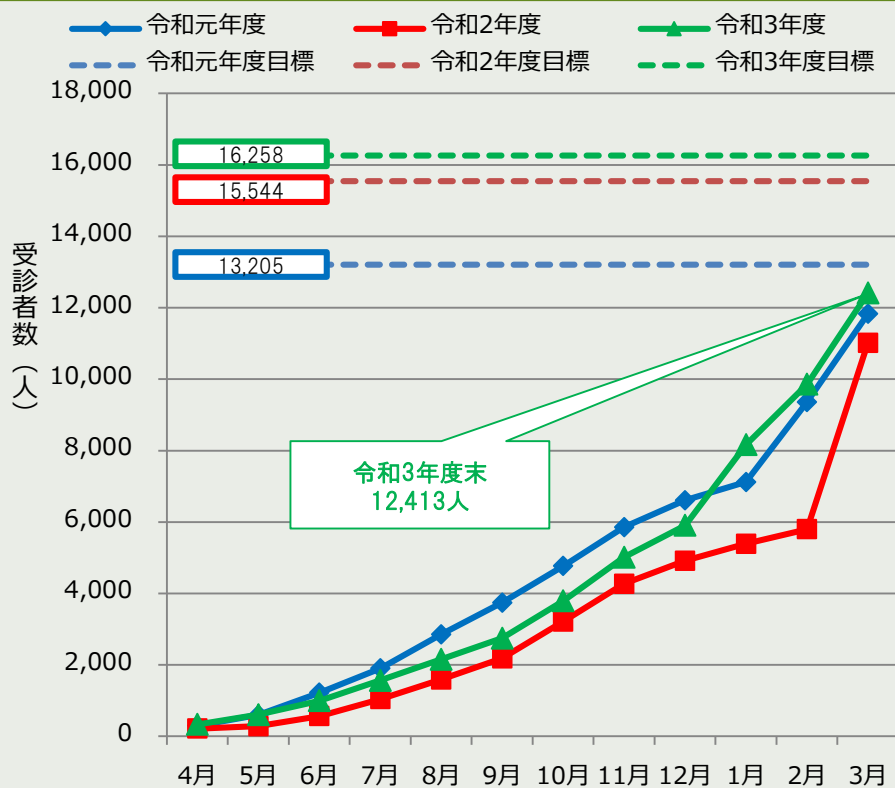
・生活習慣病予防健診実施機関による事業者健診結果データ提供依頼

・行政機関等関係団体との連携による事業者健診結果データ提供依頼 (年度初めから外部業務委託を開始する)

特定健康診査の推進

実施項目	令和3年度 実施内容等
特定健康診査の推進	■ KPI : 特定健康診査 実施率 31.6%

令和3年度事業実施結果



【実施結果】対象者 51,449人
 特定健康診査 実施率 24.1%

【取組内容】

- ◎協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査の実施）
 ⇒ 集団健診会場数・・・13市町42会場
 受診者数・・・5,114人（前年度 4,789人）
 ※DM送付数 40,114件（令和3年10月）
- ◎市町がん検診と特定健診の同時実施の推進
 ⇒ 健診会場数・・・19市町86会場
 受診者数・・・1,436人（前年度 915人）
 ※DM送付数 20,865件（令和3年4月～9月）
- ◎受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨
 ⇒ 新規加入被扶養者（任継加入者含む）への健診受診案内の実施
 DM送付数 6,744件（令和3年6月～令和4年1月）
 ⇒ 40歳到達者への健診受診案内の実施
 ※DM送付数 1,103件（令和3年9月）

令和4年度事業計画

■ KPI : 事業者健診結果データ取得率 35.0%

【取組内容】（受診機会の拡大を図る）

- ・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査の実施）
 - ①受診率の低い地域において商業施設等で実施（新規）
 （8月～9月：下関・山口・防府・岩国）
 - ②未受診者対策として県内全域において商業施設等で実施
 （12月～3月）
- ・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進
- ・受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨
- ・かかりつけ医からの受診案内および勧奨の実施（新規）

R元年度	298	598	1,221	1,899	2,854	3,743	4,768	5,856	6,607	7,121	9,358	11,829
R2年度	217	284	566	1,040	1,590	2,181	3,212	4,271	4,916	5,391	5,800	11,011
R3年度	331	605	995	1,566	2,157	2,746	3,791	5,013	5,905	8,165	9,857	12,413
前年度増減率 (%)	52.5	113.0	75.8	50.6	35.7	25.9	18.0	17.4	20.1	51.5	69.9	12.7

特定保健指導の実施率の向上

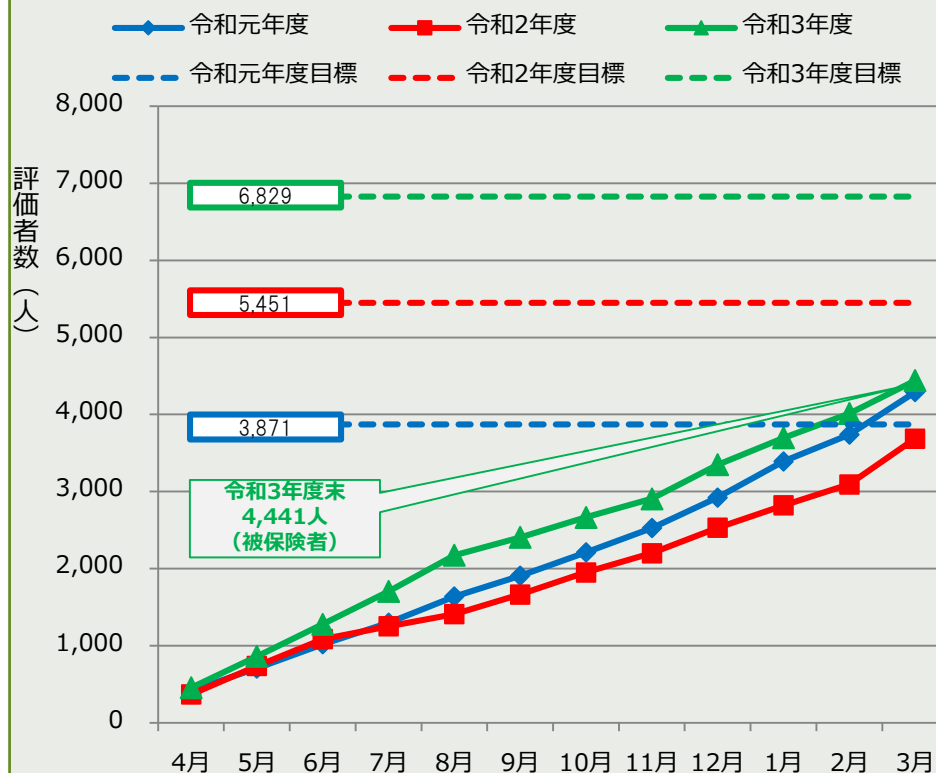
実施項目

令和3年度 実施内容等

特定保健指導の実施率の向上

■ KPI : 特定保健指導 実施率 27.7%

令和3年度事業実施結果



【実施結果】対象者 24,637人
 特定保健指導 実施率 18.0%

【取組内容】

- ◎ 支部保健指導者による特定保健指導の実施
 ⇒ 評価者数・・・2,565人（前年度 2,467人）
- ◎ 健診（指導）機関および保健指導専門機関による特定保健指導の実施
 ⇒ 契約機関・・・22機関
 ⇒ 評価者数・・・1,876人（前年度 1,219人）
- ◎ 被扶養者の集団健診当日における特定保健指導の実施
 ⇒ 評価者数・・・116人（前年度 112人）

令和4年度事業計画

■ KPI : 特定保健指導実施率 34.1%

【取組内容】

- ・ 健診（指導）機関および保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大（遠隔専門機関を追加）
- ・ 支部保健指導者による未利用事業所への着実な勧奨を実施（初回面談実施拡大）
- ・ 健康宣言事業所のフォローアップ等、事業所支援を拡充するための保健活動を推進
- ・ 被扶養者の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨

R元年度	415	706	1,018	1,297	1,637	1,907	2,210	2,526	2,922	3,392	3,738	4,292
R2年度	367	736	1,085	1,252	1,409	1,665	1,952	2,200	2,531	2,821	3,094	3,686
R3年度	453	861	1,278	1,704	2,173	2,406	2,665	2,907	3,348	3,697	4,013	4,441
前年度増減率 (%)	23.4	17.0	17.8	36.1	54.2	44.5	36.5	32.1	32.3	31.1	29.7	20.5

重症化予防事業

実施項目	令和3年度 実施内容等
<ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対する受診勧奨 ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上にする
令和3年度事業実施結果	令和4年度事業計画
<p>【実施結果】 受診勧奨後3か月以内の受診者割合 8.34% (前年度9.65%)</p> <p>【取組内容】</p> <p>◎未治療者への受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診を受診され、血圧と血糖検査において要治療者の判定となった方で、健診後3か月以内に治療受診されていない方へ、本部から受診勧奨の文書を送付 ⇒ 一次勧奨（文書勧奨）・・・ 4,783件 ・本部からの文書勧奨後、外部委託による電話勧奨 ⇒ 二次勧奨（電話勧奨）・・・ 1,340件 委託分の78%電話勧奨実施、不通35% 業務中に事業所担当者を介して本人へ受診勧奨を令和2年度から委託件数を拡大したが、受診率向上に寄与できなかった。 <p>◎糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づきかかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業の推進 ⇒ CKD保健指導実施者数・・・4名 	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする <p>【取組内容】</p> <p>◎未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関による要治療者への受診勧奨の実施 ・文書による未治療者に対する受診勧奨の実施 <p>◎糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づきかかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業の推進

コラボヘルスの推進（健康経営）

実施項目	令和3年度 実施内容等												
健康宣言企業拡大に向けた勧奨 健康宣言事業所に対する支援、 フォローアップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業へのアプローチを実施 ・健康宣言事業所を対象とした健康度向上に向けたサポートの実施、フォローアップの充実化 ■ KPI：健康宣言事業所数を600事業所以上とする 												
令和3年度事業実施状況	令和4年度事業計画												
<p>【実施結果】 健康宣言事業所数 960社（令和4年3月末）</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康宣言の普及 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 各商工会議所、各保険会社等へ協力依頼 ◎ 外部委託による新規宣言事業所獲得のための文書、電話勧奨 ◎ 支部保健師と連携し、健康宣言事業所に対するフォローアップとして事業所訪問を実施 <div data-bbox="134 863 762 935" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>R3.3⇒R4.3 宣言事業所数 549社→960社（411社増加）</p> </div> <div data-bbox="182 913 948 1328" style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">山口支部の健康宣言事業所数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業所数 (社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.3</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>H31.3</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>R2.3</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>R3.3</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td>R4.3</td> <td>960</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	事業所数 (社)	H30.3	104	H31.3	213	R2.3	347	R3.3	549	R4.3	960	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を900事業所以上とする <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康宣言事業所拡大に向けた勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業へのアプローチを実施 ・経済団体等、経営層へのアプローチが可能な団体と連携 ・健康保険委員で健康宣言していない事業所を中心に、外部委託業者を活用し、文書勧奨・電話勧奨を実施 ・健康経営の趣旨や取組み事例等を記載したパンフレットを作成し、訪問時や勧奨時に使用 ● 健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 健康宣言事業所を対象とした健康測定器の貸与、メンタルヘルス等オンライン講座、歯科検診等健康づくりに向けたサポートの実施 ・関係機関と連携し、健康アプリ推奨によるヘルスリテラシー向上の取組み ・支部保健師と連携し、健康宣言事業所に対するフォローアップとして事業所訪問を実施 ・山口県と共同による健康経営セミナーの実施
年度	事業所数 (社)												
H30.3	104												
H31.3	213												
R2.3	347												
R3.3	549												
R4.3	960												

コラボヘルスの推進（健康経営）

令和3年度事業実施状況

取組み事例

①健康宣言事業所向け企業健康カルテの提供

〈概要〉

健康宣言事業所の健診受診率や特定保健指導実施率などを数値やグラフ等で見える化した「企業健康カルテ」を定期的に提供
 （令和3年度（2021年度）より内容をリニューアル）

〈宣言事業所年度実績〉

年度	宣言事業所数
令和元年度	137社
令和2年度	204社
令和3年度	417社

〈企業健康カルテ提供数〉

年度	提供事業所数
令和元年度	347社
令和2年度	549社
令和3年度	3,700社

やまぐち健康経営企業認定制度

企業健康カルテ 2021年度配布版

株式会社 ○○○○ 様

この「企業健康カルテ」は、健診・保健指導の実施率や、健診結果及び加入者の日常の食生活や生活習慣について、数値やグラフ、レーダーチャート等により見える化した資料です。
 貴社の健診・保健指導の実施状況や、健康状態の現状（特徴）を把握いただき、従業員の皆様の健康づくりに取組む際の参考資料としてご活用ください。

全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

1 健診受診率等について

2018（平成30年度）から2020（令和2年度）の40歳以上の被保険者・被扶養者にかかる健診受診率を集計し、山口支部および同業全国平均と比較したものです。健康状況の改善のためには、従業員の皆様へご家族様にも健診を奨励いただき、リスクごとの健康状態を把握いただくことが「はじめの第一歩」です。受診率100%を目指しましょう。

① 被保険者（生活習慣病予防健診及び事業者健診の受診率）

項目	2018	2019	2020
前年度	77.8%	88.9%	71.8%
山口支部	55.8%	60.1%	57.0%
同業	43.8%	46.7%	45.5%

令和3年7月2日 時点

② 被扶養者（ご家族）の健診受診率

項目	2018	2020	2020
前年度	0.0%	11.1%	11.1%
山口支部	21.7%	22.5%	21.9%
同業	22.2%	22.1%	20.0%

3 生活習慣病リスクについて

2020（令和2年度）の生活習慣病予防健診時の受診結果を集計し、山口支部および同業全国平均と比較したものです。下記レーダーチャートの色が貴社が各項目におけるリスク保有状況を表したものです。山口支部平均を100としたときの貴社・同業全国平均のスコアを比較表示しております。数値が小さいほど、優等リスクが少なく良い状態です。

2020年（令和2年度）の貴社の生活習慣病リスク保有状況です。

項目	2020	山口支部平均	同業全国平均	健診で改善が必要な項目
①メタボ	12.5%	16.7%	13.8%	メタボリックシンドローム
②喫煙	25.5%	35.5%	33.3%	禁煙指導・禁煙サポート
③飲酒	48.7%	49.3%	47.4%	飲酒量削減指導
④代位（食餌）	13.0%	17.9%	14.5%	食生活改善指導
⑤運動	24.4%	28.9%	25.1%	運動習慣指導
⑥喫煙	16.6%	29.4%	29.2%	禁煙指導

（参考）健診の健診項目別結果

20歳未満の喫煙者割合（%）	貴社（2020）	山口支部平均	同業全国平均
	26.9%	38.5%	37.3%

令和4年度事業計画

各事業所の健康課題について把握してもらうために、配色、グラフを変更するなど見やすくわかりやすい内容に修正。
 健康宣言事業所並びに勸奨事業所に対して提供することで、健康宣言事業所の増加を図るとともに、事業所における健康づくりを推進する。

コラボヘルスの推進（健康経営）

令和3年度事業実施状況

取組み事例

②健康宣言事業所向け健康測定機器のレンタル

〈概要〉

やまぐち健康経営企業認定制度に参加いただいている健康宣言事業所を対象として、山口支部より提供できるフォローアップメニューのひとつとして事業実施。

〈利用実績〉

年度	利用事業所数
令和元年度	27社
令和2年度	50社
令和3年度	46社

〈効果検証〉

利用事業所に対するアンケート結果による内容検証を実施

⇒回答いただいたほぼすべての企業で健康意識醸成・健康づくりのきっかけとなった、次年度も体組成計レンタルの希望をするなど、おおむね好評であった。

令和3年度 体組成計レンタルのご案内

健康経営・健康増進の支援のため、体組成計の貸出を行います（無料！）。健康づくりのきっかけとして、ぜひご利用ください！お申し込みをお待ちしております。

■貸出機器 タニタ社製 体組成計「MC-780A-N」

スポーツチーム、エステサロン、フィットネスクラブ等に設置されている、**プロフェッショナル仕様の高精度体組成計**です。体脂肪率と筋肉量による体型判定、内臓脂肪レベル、ボディバランス等が一目でわかります。



■体組成計の測定項目

① 体重 健康状態を知るための基本。定期的な体重測定は、食生活や運動習慣を把握するための目安です。	② 体脂肪率 体内に占める脂肪組織の割合。肥満かどうかは体重だけではなく体脂肪率で判断します。	③ 内臓脂肪レベル 腹腔内の内臓の脂肪に付いた脂肪のことで、生活習慣病の原因になると言われています。	④ 筋肉量 運動を促したり、心臓を動かしたりしている筋肉の量のことです。生活習慣病の予防に効果があるとされています。	⑤ 骨質点数 デュアルX線吸収法測定で算出された骨の密度から骨質の豊かさをセグメントとして評価したものです。	⑥ アクティブ量 体内に占める脂肪組織の割合をベースとするアクティブ量として評価したものです。
⑦ 基礎代謝量 生きるために最低限必要なエネルギーのことを指します。	⑧ 体内年齢 体組成と基礎代謝量の年齢傾向からどの年齢に近いかを体内年齢として表示します。	⑨ 推定骨量 骨密度に定まれるカルシウムなどのミネラルの量を骨量と推定します。	⑩ 体水分率 体内に占める水分の量。リン酸、細胞内液、細胞内液などの割合を推定します。	⑪ BMI 肥満を判断する国際標準の1つで、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出します。	⑫ 左右部位別 左腕・右腕・左脚・右脚の4部位の体組成と脂肪率を表示します。

■結果をじっくり確認できる、測定シートを印刷できます！

裏面の「体組成計レンタル申請書」に必要事項を記入いただき、郵送またはFAXにてお申し込みください。
*発行は先着順です。申込事業所数に一定に達し兼ね、発行を終了いたします。

【お問い合わせ先】
全広島健康保険協会 山口支部（担当：堀口・中塚）
Tel:083-974-0530（音声案内④）

【機器に関するお問い合わせ先】
株式会社タニタヘルスリンク（担当：宇田川）
Tel:080-9215-9271
Mail: miko.udagewa@healthlink.co.jp

令和4年度事業計画

健康宣言いただくインセンティブとして周知広報するとともに、宣言後の健康意識醸成・健康づくりのきっかけとして活用いただく。また、関係団体と連携のうえ、効果測定についても検討していく。

コラボヘルスの推進（健康経営）

令和3年度事業実施状況

取組み事例

③ 歯科健診事業

〈概要〉

やまぐち健康経営企業認定制度に参加いただいている健康宣言事業所を対象として、山口支部より提供できるフォローアップメニューのひとつとして事業実施。

歯・口腔状態が全身へ及ぼす影響や歯科部門に関しての健康づくりに意識的になっていただき、定期的な予防歯科受診の推進手段として位置付けている。

〈利用実績〉

年度	利用事業所数 事業所訪問タイプ	利用被保険者数 個人受診タイプ
令和元年度	11社	54人
令和2年度	コロナ禍のため 未実施	コロナ禍のため 未実施
令和3年度	6社	126人

〈効果検証〉

利用事業所、被保険者に対するアンケート結果による内容検証

⇒アンケート結果より、現状の歯の状態を知ることができたとおおむね満足いただき、今回の歯科健診が今後も定期的に歯科健診を受診する契機となった。

令和3年度

歯科健診のご案内

からだの健康は、「お口」から！

おいしく食べて、健康で長生きするために、欠くことのできない「歯」。歯を失う主な原因は、むし歯と歯周病とされています。特に歯周病は、糖尿病などの生活習慣病に深く関わりがある、といわれており、「歯」の健康は全身の健康維持にとっても大切です。このたび、山口県歯科医師会のご協力のもと、「歯科健診」を実施いたします。この機会に、ぜひご受診ください！


受診方法をお選びいただけます

① 事業所単位でお申込み
事業所様へ歯科医師が訪問いたします。
*受診を希望される方が30名以上いらっしゃる事業所様に限りです。

② 個人でお申込み
受診を希望される歯科医院で受診いただけます。
*山口県歯科医師会の会員である歯科医院に限りです（総合病院は不可）。

●詳細は裏面をご確認ください。

無料!



【お問い合わせ先】
全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ
 〒754-8522
 山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3 TEL 083-974-0530

令和4年度事業計画

前年度において、事業所訪問タイプの利用事業所が少なかったため、今年度は実施時期を早め、事業所単位の申込人数を30名以上から15名以上に変更するなど、歯科健診をきっかけに定期的に歯科健診を受診するよう事業を実施している。

健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大

実施項目	令和3年度 実施内容等																			
健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員への効果的な広報や情報提供による活動強化 更なる委嘱数の拡大に向けた各種取組の検討 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60.0%以上とする</p>																			
令和3年度事業実施状況		令和4年度事業計画																		
<p>【実施結果】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 62.5%</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎健康保険委員未委嘱事業所へ毎月勧奨を実施 ◎広報誌「健康保険委員だより」により定期的にタイムリーな情報を提供する。 		<p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.5%以上とする</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大 ○広報誌「健康保険委員だより」によりタイムリーな情報をメールマガジンにより提供する。 ○ODMによる新規勧奨を毎月実施 ○支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業への勧奨を実施 ○日本年金機構と合同による社会保険委員セミナーの開催 																		
<p style="text-align: center;">健康保険委員の委嘱数・被保険者カバー率の推移</p> <table border="1"> <caption>健康保険委員の委嘱数・被保険者カバー率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保険者カバー率 (%)</th> <th>委嘱数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.3</td> <td>57.7</td> <td>2,868</td> </tr> <tr> <td>R3.6</td> <td>58.5</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>R3.9</td> <td>59.3</td> <td>3,184</td> </tr> <tr> <td>R3.12</td> <td>61.4</td> <td>3,374</td> </tr> <tr> <td>R4.3</td> <td>62.5</td> <td>3,559</td> </tr> </tbody> </table>			年度	被保険者カバー率 (%)	委嘱数 (人)	R3.3	57.7	2,868	R3.6	58.5	3,000	R3.9	59.3	3,184	R3.12	61.4	3,374	R4.3	62.5	3,559
年度	被保険者カバー率 (%)	委嘱数 (人)																		
R3.3	57.7	2,868																		
R3.6	58.5	3,000																		
R3.9	59.3	3,184																		
R3.12	61.4	3,374																		
R4.3	62.5	3,559																		

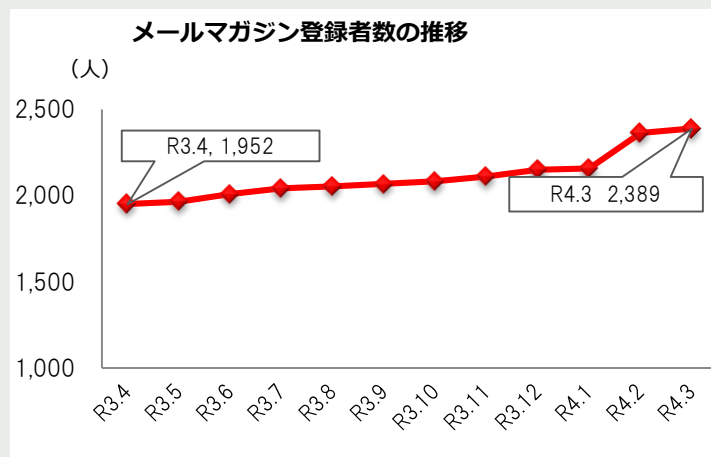
広報関係

実施項目	令和3年度 実施内容等
メールマガジンを活用した広報および登録者数の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を利用した広報の実施 ・イベント等を活用した支部事業の推進に資する情報発信 <p>【目標】 メールマガジン登録者数 300名増</p>

令和3年度事業実施状況

【実施結果】

メールマガジン登録者数 2,389人



〈メールマガジン登録者数〉

年度	登録者数
令和元年	318人
令和2年	157人
令和3年	435人

【取組内容】

- ・「いきいきつうしん」等広報物による定期的な勧奨を実施
- ・健康保険委員の委嘱勧奨と併せた勧奨を実施

令和4年度事業計画

【目標】

メールマガジン登録者数
300名増

【取組内容】

- ・メールマガジン登録者数の拡大
- 「いきいきつうしん」等広報物による定期的な勧奨を実施
- 健康保険委員への定期的な勧奨および委嘱勧奨と併せて勧奨を実施
- 関係団体訪問時や各種セミナー実施時に勧奨を実施

ジェネリック医薬品

実施項目	令和3年度 実施内容等																																				
ジェネリック医薬品の更なる使用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信 ・ 医療機関及び薬局関係者への更なる働きかけ ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの送付 ・ お薬手帳カバーを作成し、県内の薬局を通じて配布 ・ 市町と協働して、若年者に対するジェネリック医薬品使用啓発チラシの配布 <p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で81.5%以上とする</p>																																				
令和3年度事業実施状況	令和4年度事業計画																																				
<p>【実施結果】 ジェネリック医薬品使用割合 81.9%（令和4年2月診療分）</p> <div data-bbox="140 592 1077 1085"> <p style="text-align: center;">ジェネリック医薬品 使用割合の推移</p> <table border="1"> <caption>ジェネリック医薬品 使用割合の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全支部 (%)</th> <th>山口支部 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R3.4</td><td>80.6</td><td>82.0</td></tr> <tr><td>R3.5</td><td>80.5</td><td>82.0</td></tr> <tr><td>R3.6</td><td>80.5</td><td>81.9</td></tr> <tr><td>R3.7</td><td>80.1</td><td>81.2</td></tr> <tr><td>R3.8</td><td>80.1</td><td>81.2</td></tr> <tr><td>R3.9</td><td>80.1</td><td>81.7</td></tr> <tr><td>R3.10</td><td>80.1</td><td>81.7</td></tr> <tr><td>R3.11</td><td>80.3</td><td>81.7</td></tr> <tr><td>R3.12</td><td>80.3</td><td>81.7</td></tr> <tr><td>R4.1</td><td>80.5</td><td>81.9</td></tr> <tr><td>R4.2</td><td>80.5</td><td>81.9</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 県・薬剤師会へ市別・薬効別ジェネリック医薬品使用割合リストを作成し情報提供 ◎ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知の送付 ◎ お薬手帳カバーを作成し、県内の薬局を通じて配布 ◎ 若年者啓発ジェネリックチラシを13市町へ計59,400枚送付（各市町より被保険者・被扶養者へ配布） 	年度	全支部 (%)	山口支部 (%)	R3.4	80.6	82.0	R3.5	80.5	82.0	R3.6	80.5	81.9	R3.7	80.1	81.2	R3.8	80.1	81.2	R3.9	80.1	81.7	R3.10	80.1	81.7	R3.11	80.3	81.7	R3.12	80.3	81.7	R4.1	80.5	81.9	R4.2	80.5	81.9	<p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で前年度以上とする</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信 ・ 情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施 ・ 本部提供リストを活用した定期的な統計分析 ・ 自己負担軽減額通知の実施 ・ 市町と協働して、若年者に対するジェネリック医薬品使用啓発チラシを作成し配布 ・ ジェネリック医薬品使用促進セミナーの実施 ・ お薬手帳カバーを作成し、県内の薬局を通じて配布 (6,000部作成、前年度4,500部作成)
年度	全支部 (%)	山口支部 (%)																																			
R3.4	80.6	82.0																																			
R3.5	80.5	82.0																																			
R3.6	80.5	81.9																																			
R3.7	80.1	81.2																																			
R3.8	80.1	81.2																																			
R3.9	80.1	81.7																																			
R3.10	80.1	81.7																																			
R3.11	80.3	81.7																																			
R3.12	80.3	81.7																																			
R4.1	80.5	81.9																																			
R4.2	80.5	81.9																																			

その他の医療費適正化事業

実施項目

令和3年度 実施内容等

多剤併用者等に服薬情報のお知らせを送付

医科・調剤レセプトより継続服薬中の多剤併用・重複服用・相互作用等の対象者を抽出し、多剤投与や相互作用、重複投与などの可能性がある患者へ服薬情報を一本化した「服薬情報のお知らせ」を送付

令和3年度事業実施状況

【実施結果】

令和4年3月25日から令和4年4月8日までの期間で多剤服薬通知書にアンケート用紙を同封して集計を行った。（多剤服薬通知送付対象者5,000人 回答数845名 回答率16.9%）

アンケートに回答いただいた人のうち、通知書を医療機関調剤薬局に持参した人は36.0%、持参した人のうち、薬の量を減らすことができた人は23.3%であった。

(参考)

令和2年度におけるレセプトデータによる効果検証
通知送付対象者3,000人のうち効果測定対象者は2,378人で、うち626人（26%）に削減効果が見られた。
医療費削減効果額は月額149万円（年間約1,788万円）であった。

【実施概要】

複数医療機関を受診し、多剤（2医療機関以上に受診しており、月中に6種類以上服用）服用している加入者に対して多剤服薬通知を送付することにより、加入者に服薬指導による健康被害の抑制、残薬・重複処方の軽減による健康寿命の延伸および医療費適正化を図る。



送付文書

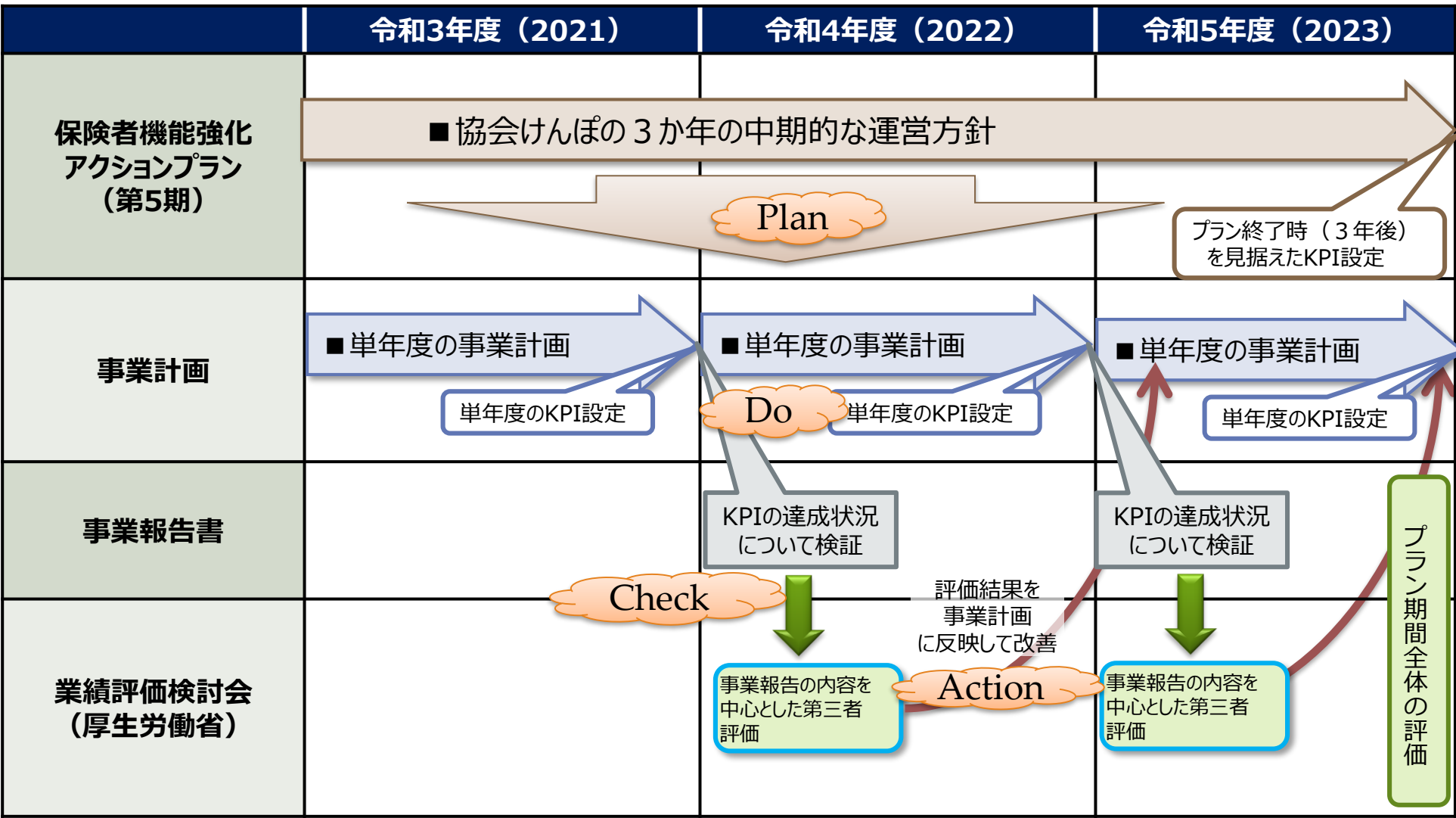
令和4年度事業計画

アンケート結果の内容を踏まえて、通知書の文面内容について、多剤のデメリットを強調するなど、さらに医療機関、調剤薬局に持参してもらえるように内容を変更して業務を進めていく。

4. 保険者機能強化アクションプランについて

保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



（１）基盤的保険者機能関係

- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の突然死にも着目した重症化予防対策の推進【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ、調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の検討【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- システム刷新【新】

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追及していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割である加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。